

○亙理町児童生徒就学援助要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育基本法(平成18年法律第120号)第4条に規定する教育の機会均等の趣旨に則り、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第19条の規定に基づき、経済的理由によつて就学困難な児童生徒の保護者及び就学予定者の保護者に対して町が行う援助(以下「就学援助」という。)について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「児童生徒」とは、本町の区域内に住所を有し、かつ、本町の設置する小学校又は中学校に在学する者をいう。

2 この要綱において「就学予定者」とは、法第17条第1項又は第2項の規定により、翌学年の初めから小学校又は中学校に就学させるべき者で、本町の区域内に住所を有し、かつ、本町の設置する小学校又は中学校に入学する予定の者をいう。

3 この要綱において「保護者」とは、児童生徒及び就学予定者に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、後見人)をいう。

(援助の種類)

第3条 就学援助は、次に掲げる事項の範囲内で行う。ただし、就学予定者の保護者に対して行う就学援助は、第4号に掲げる事項に限る。

- (1) 学用品費及び通学用品費
- (2) 校外活動費
- (3) 修学旅行費
- (4) 新入学児童生徒学用品費
- (5) 通学費
- (6) 学校給食費
- (7) 医療費
- (8) 独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金

(受給の資格)

第4条 就学援助を受けることのできる者は、次の各号の一に該当する保護者とする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2号に規定する要保護者。ただし、同法第13条の規定による教育扶助を受けている者は、前条第3号及び第7号の援助に限る。
- (2) 次のいずれかに該当する者(以下「準要保護者」という。)

ア 前年度又は当該年度において生活保護法に基づく保護の停止又は廃止その他教育

長が定める措置を受けた者

イ アに掲げる者のほか、特に援助が必要であると認められる者

(受給の申請)

第5条 就学援助を受けようとする保護者は、毎年度、申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し、児童生徒の在学する学校の校長(以下「学校長」という。)を経由して、教育委員会へ申請しなければならない。ただし、現に就学援助を受けている者で、学校長が申請事由に変更がないと認めたものにあつては、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1号に規定する要保護者については、学務課長からの教育扶助連絡票(様式第2号)が学校長に到達したことにより、前項の申請があつたものとみなす。

3 学校長は、第1項の申請書又は前項の教育扶助連絡票を受理したときは、速やかに、世帯票(様式第3号)を作成し、認否にかかる所見等を記入して教育委員会に提出しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、関係民生委員の意見を求めることができる。

4 就学援助の申請をした保護者は、申請事実について学校長又は民生委員が調査を行うときは、これに協力しなければならない。

5 就学予定者の保護者で、第3条第4号に掲げる就学援助を受けようとするものは教育委員会へ申請しなければならない。

(受給者の認定)

第6条 教育委員会は、前条の申請があつたときは、第4条に規定する資格の有無を審査して受給者の認定を行い、その結果を認定(却下)通知書(様式第4号)により学校長を通じて保護者に通知する。就学予定者については申請のあつた保護者へ通知する。

(辞退の届出)

第7条 就学援助を受けている者が就学援助を必要としなくなつたときは、保護者は、辞退届(様式第5号)を学校長を経由して教育委員会へ提出しなければならない。

2 第5条第3項及び前条の規定は、前項の届出があつた場合にこれを準用する。

(支給の額)

第8条 就学援助の給付額は、毎年度文部科学省から示された予定単価に基づき、予算の範囲内で教育長が定める。

(支給の方法)

第9条 第3条第1号から第6号までに掲げる就学援助は、第6条の規定により認定された保護

者(以下この条において「認定保護者」という。)に対し、口座振込の方法により支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、認定保護者に学校給食費等の未払いがある場合その他学校長が必要と認める場合には、認定保護者の委任に基づき、第3条第1号から第6号までに掲げる就学援助の一部又は全部について、学校長を通じて現金により支給することができる。
- 3 第3条第7号に掲げる就学援助は、認定保護者に医療券を交付し、当該医療券の提示を受けて児童生徒の診療をした医療機関の請求に基づき、町長が当該医療機関に支払うものとする。
- 4 第3条第8号に掲げる就学援助は、町長が独立行政法人日本スポーツ振興センターに直接支払うものとする。

(就学援助の停止及び認定の取消し)

第10条 教育委員会は、就学援助を必要としなくなつたと認めたとき、又は保護者が偽りその他不正の申請をしたときは、その支給を停止し、又はその認定を取消することができる。

(給付金の返還)

第11条 町長は、虚偽の申請その他不正な行為により就学援助を受けた保護者に対して、その全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第12条 この要綱の施行に関して必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月26日教委告示第6号)

この告示は、平成20年2月26日から施行する。

附 則(平成28年9月1日教委告示第11号)

この告示は、平成28年9月1日から施行し、改正後の互理町児童生徒就学援助要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成30年1月26日教委告示第2号)

この告示は、平成29年1月26日から施行し、改正後の互理町児童生徒就学援助要綱は、平成29年4月1日から適用する。

様式第1号(第5条関係)

就学援助費受給申請書

巨理町教育委員会 殿		年 月 日					
次の理由により 年 月 日から就学援助費の支給を受けたいので申請します。		児童生徒氏名	学 校				
申請者 住 所 (保護者) 氏 名 氏 名 Tel. () —			学年				
(印)							
援助を受けたい理由	1 生活保護が停止又は廃止された。(年 月 日) 2 町民税が非課税又は減免されている。 3 個人事業税、固定資産税又は国民年金保険料が減免又は免除されている。 4 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている。 5 児童扶養手当の支給を受けている。 6 生活安定資金の貸付を受けている。 7 その他 (該当する番号を○で囲んで下さい。)						
	(上記理由7に該当する場合、援助を必要とする理由をわかりやすく記入して下さい。)						
	(注) 上記1～7に該当する場合、それぞれの証明書又はその写しを添付して下さい。						
その他	項 目	金 額 (年額)	項 目				
	児童手当	円	遺族年金				
	母子年金	円	雇用保険				
	老齢年金	円	円				
家庭の状況(1)	氏 名	続柄	性 別	生年月日(年齢)	勤務先又は学 校 名	収入(月収)	身体の状態
		世帯主		()		()	
				()		()	
				()		()	
				()		()	
				()		()	
(注) 収入を証する書類(源泉徴収票、所得税確定申告書の写し等)を添付して下さい。							

人に関する理由	① 両親	1 死亡 3 失踪中 2 長期療養中 4 失業中 (父・母 年 月 日)	5 心身障害者 (父・母 級) 6 離婚・別居	7 職業が一定していない 8 その他
	② 家族	1 長期療養者がいる(病名) 2 重い心身障害者がいる) 3 その他()	③ 仕送り	1 仕送り先 2 金額 円 3 理由
物に関する理由	④ 災害	1 火災(全焼・半焼 年 月 日) 2 交通事故(物損 年 月 日) 内容() 3 その他の災害 事故()		
家庭の状況	⑤ 債務	1 債務残額 円 2 返済方法・期間 3 理由	⑥ 貸の各種金給	1 名称 2 金額 円 3 内容
	⑦ 収入	1 就職先の経営不振 2 自営業の経営不振		
	⑧ その他	(具体的に)		
⑨ の住宅状況	1 持家 4 公営住宅 2 借家 5 間借 3 アパート 6 その他()	1 面積 m ² 2 室数 室 3 家賃 円	1 破損している 2 狭い 3 その他	
資産の状況	⑩ 土地	1 宅地 m ² 2 田 m ² 3 畑 m ² ()	4 山林 m ² 5 その他 m ² ()	⑪ 建物 1 自宅 m ² 2 貸家 棟 3 その他 ()
	⑫ 自動車	1 普通車 台 2 軽自動車 台 3 その他() 台	⑬ その他 (具体的に)	
況	(上記以外で特に援助が必要と思われる事柄について記入して下さい。)			

(注)

- 申請日現在の状況を正確に記入して下さい。
- 家庭の状況(1)の収入については、申請日前1年分を記入して()の中には、最近3カ月の平均月収を記入して下さい。
なお、収入には、恩給、年金、雇用保険その他の公の給付も含まれます。
- 家庭の状況(2)については、援助を受けたい理由7とした方はもれなく記入して下さい。
- 申請書の内容について民生委員が調査に伺うことがあります。

年度互理町就学援助の認定のため、私の世帯全員の町民税課税状況・所得状況課税状況につき、町長が税務関係当局に報告を求めることに同意します。

調査に関する同意書

年 月 日
住 所 互理町
氏 名

印

様式第2号(第5条関係)

教 育 扶 助 連 絡 票

年 月 日

小・中学校長 殿

互理町教育委員会 学務課長 印

このことについて、下記のとおり通知いたします。
つきましては、世帯票を作成し、教育委員会あて提出願います。

記

- 1 保護開始(廃止)年月日 年 月 日
2 住 所 互理町
3 保護の適用を受ける(廃止された)児童生徒氏名

児童生徒氏名	生年月日	性別	学年	保護者氏名	続 柄

様式第4号(第6条関係)

第 号
年 月 日

保護者 殿

亶理町教育委員会 印

年度就学援助費受給者認定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、要保護(準要保護)児童生徒として認定(却下)します。

つきましては、別紙委任状を学校長あて提出してください。

記

- 1 児童生徒名 第 学年 _____
第 学年 _____
第 学年 _____
- 2 認定期間 自 年 月 日
至 年 月 日
- 3 支給費目 (1) 学用品費及び通学用品費
(2) 校外活動費
(3) 修学旅行費
(4) 新入学児童生徒学用品費
(5) 通学費
(6) 学校給食費
(7) 医療費

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

互理町教育委員会 殿

保護者
住 所
氏 名



就学援助費受給辞退届

次の理由により、 年 月 日から就学援助費の受給を辞退いたします。

記

- 1 受給費目
- (1) 学用品費
 - (2) 通学用品費
 - (3) 新入学児童生徒学用品費
 - (4) 修学旅行費
 - (5) 校外活動費
 - (6) 学校給食費
 - (7) 医療費

2 児童生徒名

就学学校名	学年	児童生徒名	備 考

3 辞退の理由

学校長等所見(保護者は記入しないで下さい。)